

# 「大人への応援講座」実施要綱

## 1 目的

青少年を取り巻く環境が大きく変化し、青少年に関する問題は複雑多様化しており、社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年の問題は深刻な状況にある。

そのような中で青少年の非行及び多様な問題行動については、家庭や地域社会の教育力の低下や大人社会のモラルの低下が大きな要因であると指摘され、大人自身の規範意識、地域教育力の回復が課題となっている。

また、青少年が基本的な生活習慣を身につける場や機会が失われ、家庭、学校、地域が連携し、一体となった地域主導の子どもを育む取組が強く求められている。

本事業は、福島県青少年育成県民会議が、地域組織、各種団体、県内事業所等の求めに応じ講師を派遣し、青少年の健全育成に関する研修の機会としての講座を提供することにより、夢と希望が持てる青少年を育む地域社会の形成に資する。

## 2 主催

福島県青少年育成県民会議(以下「県民会議」とする)

## 3 実施主体

地域組織、各種団体及び県内所在の事業所

## 4 時間

概ね1時間程度

## 5 講座開設の方法

- (1) 地域組織、各種団体、事業所等で開催する講座(研修会や講習会等を含む)とする。
- (2) 希望する講演内容に応じた講師の派遣は、県民会議が行う。
- (3) 講師の派遣に要する経費は、県民会議規定の謝金と実施主体(または県民会議)の旅費規程による旅費とする。
- (4) (3)の講師の派遣に要する経費は、実施主体で負担する。

## 6 講座開設上の留意事項

実施主体は、各種感染症の感染状況及び対策の動向を踏まえながら、本講座開設の時期や方法などについて弾力的に計画し実施する。

## 7 講師派遣の申込

- (1) 講座開設を希望する実施主体は、県民会議または当該市町村民会議に講座開設申込書(別紙様式1)を提出する。
  - ※ 講座開設申込書・講座実施報告書は、県民会議のホームページからダウンロードできる。
  - ※ 講座開設申込書・講座実施報告書は、郵送、メール、FAXで受け付ける。
- (2) 市町村民会議は、実施主体から提出された講座開設申込書を県民会議に提出する。
- (3) 県民会議は、講師の派遣を決定した場合は、決定通知書を当該市町村民会議または実施主体に送付する。

## 8 結果の報告

- (1) 講座を開設した実施主体は、県民会議または当該市町村民会議に講座実施報告書(別紙様式1)を速やかに提出する。
- (2) 市町村民会議は、実施主体から提出された講座実施報告書を県民会議に提出する。

## 9 その他

講座の開設方法、講師の派遣等、上記によりがたい場合については、その都度、実施主体と協議する。

## 附則

この要綱は、平成27年4月1日より施行  
令和2年4月15日一部改訂(6を追加)  
令和6年4月1日一部改訂

## 「大人への応援講座」実施要綱細則

(趣 旨)

第1 この細則は、福島県青少年育成県民会議(以下「県民会議」とする)が実施する「大人への応援講座」に関して必要な事項を定める。

(講師要件等)

第2 県民会議では、原則として、県内に在住し、当該事業の趣旨に賛同する者で、県・関連団体等より講師にふさわしい人材を広く求め、講演分野、出身地域、出身団体、年齢などを十分考慮のうえ、次のいずれかの要件を満たす講師にふさわしい人材を講師として委嘱する。

- (1) 青少年健全育成について識見を有する者
- (2) 子育て、介護等での実践活動に大いに関わりを持っている者
- (3) 青少年を取り巻く最新の課題について識見を有する者

(講師名)

第3 登録された講師名は、一覧表により別に定める。

(任期等)

第4 講師の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(活動内容等)

第5 講師は、「大人への応援講座」実施要綱に基づき、地域組織、各種団体、事業所等の実施主体が、県内で開催する講座において、概ね1時間程度の講演を行う。

- 2 派遣する講師は、実施主体の要望等を考慮のうえ、県民会議が決定する。
- 3 演題等については、実施主体と講師の協議により、決定する。

(経費等)

第6 講師には、1講演につき、規定の謝金と実施主体(または県民会議)の旅費規程に基づいた旅費を、実施主体が直接支給する。

- 2 謝金は一律9,300円とする。

(研修等)

第7 県民会議は、講師に対する研修機会として講師会議を開催するほか、青少年育成にかかる各種情報等を適宜提供する。

(その他)

第8 この細則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成24年4月1日より施行  
令和 6年4月1日一部改訂